

外国人の生活保護に関するよくあるご意見・ご質問

Q1 生活保護の受給について「日本人よりも外国人の生活保護を優先している」のではないか。

A. 生活保護制度は、資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件としており、その取扱いは、外国人に対する保護においても何ら変わるものではなく、外国人を優先しているということはありません。

Q2 外国人の生活保護受給者は年々増加しているのではないか。

A. 世帯主が日本国籍を有さない世帯に属する被保護人員数は2012年度は74,736人でありましたが、2024年度は64,993人となっており、増加の傾向はみられません。

Q3 「生活保護受給世帯の3分の1は外国人」というのは本当か。

A. 生活保護制度は世帯ごとに要否判定を行う制度であり、外国人のみを切り出した受給者数は把握しておりませんが、世帯主が日本国籍を有しない生活保護受給世帯数は令和6年度において4万7,332世帯、その世帯に属する被保護人員数は、6万4,993人（※）となっています。令和6年度の生活保護受給世帯数の総数は165万674世帯（※）であり、このうち世帯主が日本国籍を有しない生活保護受給世帯数が占める割合を機械的に算出すると約2.9%（世帯人員割合は約3.2%）となります。なお、前年の令和5年度の同割合も約2.9%です。

（※）いずれも令和6年度の1ヶ月平均。出典：被保護者調査（月次調査）（令和6年度、月平均）

Q4 中国人の生活保護者が5年間で2倍に激増したというのは本当か。

A. 外国人のみを切り出した受給者数は把握しておりませんが、世帯主が中国の国籍を有する被保護世帯の人員数については、2023年度は9,471人であり、その5年前の2018年度の9,059人と比較しても、約400人の増加であり、2倍になったという事実はありません（※）。

（※）出典：令和5年被保護者調査（年次調査）／平成30年被保護者調査（年次調査）